

第1054回教育委員会

平成30年4月19日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後2時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

(1) 公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスについて
(高校教育課)

(2) 平成29年度「英語教育実施状況調査」の結果について
(義務教育課)

5 議 題

議第1号 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について (文化財・生涯学習課)

議第2号 平成30年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について
(義務教育課)

6 閉 会

公立高等学校及び県立中学校の入学者選抜における採点ミスについて

平成30年4月19日

高校教育課

《事案の概要》

- 平成30年度公立高等学校入学者選抜で、不合格となった受検者の保護者から解答用紙の開示請求があり、解答用紙を点検したところ、採点ミスを発見した。採点ミスは、国語の解答用紙で発生し、一部の問いで配点を誤って採点したことから、本来は合格とすべき受検者が不合格となっていたため、当該高等学校では、当該受検者を追加合格として認定した。
- 上記を受けて、当該高等学校では、全ての解答用紙を点検したところ、計11件の採点ミスがあったことが判明したが、他に合否に影響する受検者はいなかった。
- このことを受け、全ての公立高等学校及び県立中学校を対象に、平成30年度一般入学者選抜における解答用紙の一斉点検調査を実施したところ、先に追加合格として認定した受検者の他に、新たに合格とすべき受検者はいなかったものの、多くの学校において採点ミスが判明した。(詳細は、下記のとおり。)

《平成30年度一般入学者選抜における解答用紙一斉点検調査の結果》

1 調査対象校及び対象者数

(1) 対象校	公立高等学校	51校 (定時制5校、分校4校含む)	
	県立中学校	1校	計 52校
(2) 対象者数	公立高等学校受検者	6,424人	
	県立中学校受検者	222人	計 6,646人

2 調査結果

(1) 採点ミスのあった学校…… 34校

① 学校名 (学校番号順)

山形東、山形南、山形西、山形北、山形工業、山形中央、霞城学園定時制、上山明新館、山辺、寒河江、寒河江工業、谷地、左沢、東桜学館、北村山、新庄北、新庄南、新庄神室産業、米沢興譲館、米沢東、米沢商業、置賜農業、南陽、長井、長井工業、鶴岡南、鶴岡北、鶴岡中央、加茂水産、庄内総合、酒田東、酒田光陵、山形市立商業、東桜学館中学校

② 件数別学校数

件数 (件)	0	1～9	10～19	20～29	30～39	合計
学校数 (校)	18	24	9	0	1	52

(2) 採点ミスの件数…… 253件

① 教科別件数

教科名	国語	社会	数学	理科	英語	合計
件数 (件)	39	57	33	79	45	253

※ 県立中学校の適性検査の採点ミスについては、その出題内容に応じて、教科に振り分けている。

② 内容別件数

内 容	正誤	配点・記載	集計等	転記	合 計
件数 (件)	92	110	49	2	253

- ※1 正誤 正答、誤答または部分点を誤って採点したものの等
- ※2 配点・記載 誤った点数を配点または記載したものの等
- ※3 集計等 小計等の集計を誤ったものの等
- ※4 転記 解答用紙の得点を、科目別の個人別点数集計表に転記する際、誤って記載したものの等

(3) 採点ミスがあった受検者数…… 242人 (実数)

① 採点ミスの影響による点数別受検者数

採点ミスの影響による点数	…	-10	…	-7	…	-5	-4	-3	-2	-1	0
人数 (人)	…	1	…	2	…	3	3	14	38	65	2

1	2	3	4	5	…	7	…	10	…	合 計
65	22	20	3	2	…	1	…	1	…	242

※受検者1人に複数箇所の採点ミスがある場合、それらを相殺した点数を用いている。

(4) 採点ミスの例

① 正誤

- ア) 誤答を正答とした。
- イ) 正答を誤答とした。
- ウ) 漢字間違いによる誤答を正答とした。
- エ) 漢字の誤字があるにもかかわらず、減点していなかった。
- オ) 記述問題で部分点が合っていなかった。

② 配点・記載

- ア) 正答に、配点と異なる点数を記載した。
- イ) 2回目もしくは3回目の採点時に正誤を訂正したが、当該問題の点数を訂正しなかった。
- ウ) 誤答に対し、誤って正答としての配点を記載した。
- エ) 解答が空欄にもかかわらず、誤って正答としての配点を記載した。

③ 集計等

※ 学力検査問題は、以下の構成となっている。

<大問> ①、②、……、

<小問> 1 (1)、(2)、……、2 (1)、(2)……、

問 1 (1)、(2)、……、問 2 (1)、(2)、……、等

- ア) 小問の点数を合計し、大問の点数を計算する際、計算を誤った。
- イ) 大問の点数を合計し、得点を計算する際、計算を誤った。
- ウ) 大問の点数を計算する際、2回目採点時に訂正した小問の得点を含まなかった。
- エ) 記載した点数を計算に含まなかった。

④ 転記

- ア) 解答用紙の得点を、科目別の個人別点数集計表に転記する際、点数を誤記載した。

平成29年度「英語教育実施状況調査」の結果について

平成29年度に文部科学省が実施した「英語教育実施状況調査」について、結果の概要を報告します。(基準日：平成29年12月1日 対象：全国全ての小・中・高等学校)

1 概要

＜生徒の英語力＞ ()内は全国。

	中学校	高等学校
27年度	29.4% (36.6%)	38.1% (34.3%)
28年度	32.2% (36.1%)	36.0% (36.4%)
29年度	33.9% (40.7%)	44.2% (39.3%)

※中学校：3年生のうち英検3級以上を取得+3級相当の英語力を有すると思われる生徒の割合

※高校：3年生のうち英検準2級以上を取得+準2級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合

＜教員の英語力＞ ()内は全国。

	中学校	高等学校
27年度	19.6% (30.2%)	47.2% (57.3%)
28年度	24.5% (31.8%)	52.2% (62.2%)
29年度	24.8% (33.6%)	59.0% (65.4%)

※英語担当教員のうち、英検準1級以上又はTOEFL PBT550点以上、TOEFL CBT213点以上、TOEFL iBT80点以上、TOEIC730点以上等を取得している教員の割合。

＜CAN-DO リストによる学習到達目標の設定状況＞ ()内は全国。

	中学校	高等学校
27年度	22.0% (51.1%)	45.8% (69.6%)
28年度	57.1% (75.2%)	100% (88.1%)
29年度	74.5% (85.9%)	100% (94.5%)

※CAN-DOリスト：「言語を用いて何ができるか」という観点に基づいて、児童・生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標を、4技能別で「～することができる」という形で設定し、リスト化したもの。

2 昨年度の結果を受けた取組み（中学校）

生徒の英語力（①英検3級の取得率 ②英検3級相当の英語力）を向上させるための取組み

① 英検3級の取得率向上に向けた取組み

○優良事例の紹介（特に受検料補助等を行っている市町村の取組の推奨）

受検料補助等実施市町村 H29：12市町村→H30：16市町村（+4）

② 英検3級相当の英語力を付けるための取組み

○英語による授業の推進

授業の半分以上を英語で行う教員 H28:59.0% → H29:72.8%(全国68.7%)

○授業改善に向けた「研修会の実施」と「リーフレットの配布」

○英検等外部試験に適合性の高い「英語評価問題」の作成に着手

3 今後の取組み

生徒の英語力（②英検3級相当の英語力）を向上させるための取組み

○中学校2年生を対象とした「英語評価問題」の配布と授業等における活用

○スコア型の英語検定（GTEC*）の実施【H30 新規事業：1,540千円】

・英語教育推進のモデル校の中学校（6校）の2年生を対象に実施

・「聞く」「読む」「書く」の技能別状況の把握・分析による効果的な授業改善

※GTEC：合否ではなく、一人一人の英語力の状況が技能別で詳細にわかる試験

議第 1 号

山形県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定による山形県指定有形文化財の指定について

山形県文化財保護条例(昭和 30 年 8 月県条例第 27 号)第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造薬師如来坐像	1 軀	薬師寺薬師堂 代表役員 佐竹 義弘	東根市本丸東 5 番 18 号

提 案 理 由

木造薬師如来坐像を山形県指定有形文化財として指定するため提案するものである。

平成 30 年 4 月 19 日提出

山形県教育委員会

教育長 廣 瀬 涉

文 審 第 5 号
平成 30 年 3 月 26 日

山形県教育委員会

教 育 長 廣 瀬 涉 殿

山形県文化財保護審議会

会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定について (答申)

平成 30 年 3 月 13 日付け文生第 1681 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第 1 号 県指定有形文化財の指定

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
彫刻の部	木造薬師如来坐像	1 軀	薬師寺薬師堂 代表役員 佐竹 義弘	東根市本丸東 5 番 18 号

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

県指定文化財（答申）の概要

種 別	有形文化財（彫刻の部）		
名 称	木造薬師如来坐像	員 数	1 躯
所在地	東根市本丸東 5 番 18 号		
所有者	薬師寺薬師堂 代表役員 佐竹 義弘		
特 色	<p>(法 量) 像高 88.0 c m、髪際高 73.7 c m、肘張 50.3 c m、 膝張 69.4 c m。</p> <p>(形 状) 如来形坐像。肉髻、螺髪（切り付け）、耳朶不貫、三道彫出、衲衣をつける。左手屈臂して前に出し掌を仰ぎ、右手屈臂して前に出し掌を前に向ける。右足を上にして結跏趺坐する。</p> <p>(構 造) 木造。トチノキ材。一木造。彫眼。漆箔。 頭体幹部は一材から彫出し背面および像底から内割りし、背板を貼る。 左手は手首を含んで前膊部一材矧ぎ付け。右手は肘、手首で各矧ぎ付け。 両脚部は一材矧ぎ付け。</p> <p>(特 色) 面相は四角く、地髪部を大きくして額を狭くし、また肉髻部と地髪部の境を小さくする、衣文線の彫が浅い、など平安時代中期・10世紀頃の表現様式が見える。また構造も一木造で背割りのみとし、体部と脚部の結合を体部の丸みを残して組む技法で10世紀頃の特徴を示す。</p>		
指定の意義	<p>本像は平安時代中期、10 世紀に遡る遺品であり、本県の仏像の遺品としては数少ない年代の遺品の一例とすることができます。本像の作行は時代の様式に則る優れたものです。その構造は体部と脚部の接続面を曲面とするという、造像の「一木性」を残す構造であり、本県地域での造像技法の伝播と変遷の貴重な資料となるものです。</p> <p>修理銘には天長元年（824）の円仁造立とあり、平安時代の天台宗の展開の中での本県地域（出羽国）の位置づけの解明の手掛かりの一つになり、当地域の平安時代中期に天台宗の浸透があった証となるものです。これらの点から県指定する意義のある作品であると言えます。</p>		

木造薬師如来坐像



正面



背面



左側面



右側面



下から



上から

第1章 総則

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じょう）等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの